

## <報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和6年1月18日

### 埼玉県特別高圧受電事業者等支援金の新たな支援を実施します

埼玉県では、特別高圧を受電・使用する事業者に対し、令和5年4月から9月までの電気使用分を対象として「埼玉県特別高圧受電事業者等支援金」による支援を実施し、昨年12月15日（金）に申請受付を終了したところです。

このたび令和5年10月から令和6年3月までの使用分を新たに交付対象とすることにいたしました。新たな交付対象分については第Ⅱ期分として2月14日（水）から申請受付を開始します。

また、令和5年4月から9月までの使用分については、第Ⅰ期分として、期限内に申請ができなかった事業者のため追加申請を1月19日（金）から受け付けます。

## ● 制度概要

### 1 交付対象

第Ⅰ期 令和5年4月から9月までの電気使用分

第Ⅱ期 令和5年10月から令和6年3月までの電気使用分

### 2 交付対象者及び交付額

(1) 県内の事業所で特別高圧を使用している中小企業者

電気使用月		単価
第Ⅰ期	4月～8月	3.5円/kWh
	9月	1.8円/kWh
第Ⅱ期	10月～3月	1.8円/kWh

(2) 県内で特別高圧を使用している工業団地（中小企業者使用分）

電気使用月		単価
第Ⅰ期	4月～8月	3.5円/kWh
	9月	1.8円/kWh
第Ⅱ期	10月～3月	1.8円/kWh

- (3) 県内で特別高圧を使用している商業施設等に入居している中小企業者等（テナント事業者）

入居種別	単価		
	第Ⅰ期		第Ⅱ期
	4月～8月	9月	10月～3月
オフィス	65円/㎡	33円/㎡	33円/㎡
店舗等	95円/㎡	48円/㎡	48円/㎡

※1 床面積は施設所有者などと締結した賃貸借契約等に記載された賃借面積

※2 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に入退居があった場合、期間に応じて算定します。

### **3 申請手続等**

- (1) 申請受付期間

第Ⅰ期：令和6年1月19日（金）～令和6年2月26日（月）

第Ⅱ期：令和6年2月14日（水）～令和6年6月14日（金）

- (2) 申請方法

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金 WEB 申請フォームによる電子申請

※郵送でも申請できます。

第Ⅰ期分の電子申請システムは1月19日（金）午前9時から稼働します。

第Ⅱ期分の電子申請システムは2月14日（水）から稼働しますが、稼働開始時間は「5 その他」に記載の県ホームページでお知らせします。

### **4 問い合わせ先**

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金コールセンター

電話 0570-013-080

（受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

### **5 その他**

交付要件等詳細については、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>